

沖縄キリスト教学院大学受講科目一覧

2023後期

◆以下科目については学外単位認定制度にて取得できる沖縄キリスト教学院
大学科目となっております。

受講を希望される方は

1. 教務課窓口にて申込(希望者多数の場合は抽選) 10月6日(金)17時まで

2. 教務課にて別途特別聴講学生願書を必ず提出。

(申請書は教務課窓口にて配布)※遠隔授業の場合は別途連絡します。

※1・2共に手続きをして登録完了になります。

【沖縄キリスト教学院大学専門科目】(1年次)

	科目名	単位	定員	週時間	クラス	担当者	曜日・時限	教室
選択	通訳とプレゼンテーション	2	5	90	X	城間 仙子	月3	S2-6
	うちなーぐち講座	2	5	90	X	新垣 友子	月3	南1-2
	人間学	2	5	90	X	新垣 誠	金4	S1-1
	英語音声学	2	5	90	Y	新垣 友子	火4	S1-2
認定不可	国際関係論	2	5	90	X	新垣 誠	月3	S1-1

【沖縄キリスト教学院大学専門科目】(2年次)

	科目名	単位	定員	週時間	クラス	担当者	曜日・時限	教室
英語群 Oral	Public Speaking II	2	5	90	X	Michelle Higaonna	月3	S1-2
	Discussion & Debate II	2	5	90	X	Simon Robinson	月4	S1-11
	Accessing Digital Media II	2	5	90	X	Daniel Broudy	木2	S2-8
	Advanced Communication I	2	3	90	X	Christopher Valvona	月2	S1-12
	The Post-American World	2	3	90	X	David Ulvog	金4	南2-4
英語群 C&L	高等英文法	2	5	90	X	スミス 陽子	火3	南1-3
選択	同時通訳実践演習Ⅱ (Chapel Service)	1	5	90	X	城間 仙子	月1	チャペル
	通訳とプレゼンテーション	2	5	90	X	城間 仙子	月3	S2-6
	同時通訳Ⅱ	2	5	90	X	城間 仙子	水3	S2-6
	メディア&パフォーマンス	2	5	90	X	Daniel Broudy	火4	S2-8
	人間学	2	5	90	X	新垣 誠	金4	S1-1
	うちなーぐち講座	2	5	90	X	新垣 友子	月3	南1-2
	英語音声学	2	5	90	Y	新垣 友子	火4	S1-2
卒業 要件 科目 認定	英語学概論Ⅱ	2	5	90	X	新垣 友子	金3	S1-5
	社会言語学	2	5	90	A	新垣 友子	火3	S1-2
	国際関係論	2	5	90	X	新垣 誠	月3	S1-1
	ハワイアン・スタディーズ	2	5	90	X	小嶺 千尋	火4	南1-2

※英語系科目(Oral・文法・講読)についてさらに上級レベルのクラスも聴講可能となっております。
詳しい科目については教務課までお問い合わせください。

※保育科学生は全ての科目において聴講可能ですが卒業要件認定不可科目取り扱いとなります。
(卒業要件認定不可科目とは単位認定されるが卒業単位としては認定されない科目なので
注意する事!!)

※編入学希望者は教職科目を別途受講する事ができます。希望者は別途教務課へご相談ください。

※裏面の学外単位認定に関する申し合わせも併せてお読みください。

学外単位認定に関する申し合わせ

(講義要項より抜粋)

1. この申し合わせは、本短大における「学外単位の認定」についてのガイドラインを示すものである。
2. 学外単位の認定とは、本短大の学生が他の短期大学・大学・その他の教育施設等において履修した授業科目並びに履修した単位及び評価を、本短大の授業科目並びに単位に換算（加算）することをいう。
3. 卒業要件に関わる学外単位の認定の種類及び認定上限は次のとおりとする。

(1) 認定の種類（学則）

- | | | |
|----------|---------------------------|----------|
| ① 第29条の2 | （新たに1年次に入学した者の既修得単位） | （30単位） |
| ② 第29条の3 | （在学中外国の大学等に留学した場合） | （30単位） |
| ③ " | （在学中の他大学等における修得単位） | （30単位） |
| ④ 第29条の4 | （短期大学・大学以外の教育施設等における修得単位） | （30単位） |
| ⑤ 第23条 | （転入学） | （45単位以内） |

[注]転入学とは、他の短期大学等を卒業又は中途退学者が本短大の2年次に入学することをいう。（本短大を卒業・中途退学した者が別の学科の2年次に入学することを含む。）

(2) 単位認定の上限

- 1) 上記の定めにおける単位認定の上限は、①から④のいずれを併せても30単位以内とする。

ただし、転入学の場合は、②から⑤のいずれを併せても45単位以内とする。

- 2) 本短大を卒業（または中途退学）した者について

同一学科への再入学または異なる学科への転入学については、本短大における既修得単位はその年度適用するカリキュラムに合致する科目を原則として認定する。卒業（退学）後に本短大又は他の機関において科目等履修生として修得した単位は30単位の範囲で認定する。